健 発 0916 第 1 号 令和 4 年 9 月 16 日

各 都道府県知事 市 町 村 長 殿 特 別 区 長

厚生労働省健康局長 (公印省略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第309号)が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 予防接種法施行令附則第7項及び第8項(※)を削除し、60 歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に3回受けたものについて、当該予防接種を受ける努力義務の対象とする。
 - (※)予防接種法施行令附則第7項においては、現行規定上、以下の者を法第9条の適用対象から除外することとしている。
 - 60 歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 を既に3回受けたもの

第二 施行期日

令和4年9月20日

岸 加田 藤

岸田

文雄